

みんなで作ろう 安心の街

令和元年9月号 No. 62
(公財) 宮崎県防犯協会連合会

「保護者の適切な管理」が子どもの大切な未来を守ります！

1 インターネット利用に関わるトラブルについて

【事例1】コミュニティサイトに起因する被害が増加傾向にあります。

少女Aは、SNS上で知り合った女性に頼まれ、自分の下着や裸の写真を送ったら、相手は女性になりすました成人男性であった。
その後少女Aは、男性から、「これまでの裸の写真をSNS上にばらまく」と脅され、ホテルに連れ込まれそうになった。

【事例2】被害者になるだけでなく、加害者になる場合もあります。

少年Bは、ストレスを晴らすために、いたずらのつもりでインターネットのサイトに爆破予告を書き込んだところ、大騒ぎとなった。
書き込みは削除したがネット上に拡散してしまい、匿名にしたはずの身元は警察に突き止められた。

- 被害児童のコミュニティサイトへのアクセス手段はスマートフォンが約86%で、そのうちの約95%は、フィルタリングを利用していない状況にあります。
- このほかにも、ゲームの高額請求やネットいじめ、児童ポルノ被害など様々な事例があります。命に係わる重大な事件に巻き込まれた例もあります。

2 違法・有害情報をシャットアウトするための対策

- フィルタリングを必ず利用しましょう！
フィルタリングとは、有害サイトへのアクセスを制限するサービスです。青少年が使用する携帯電話には、原則フィルタリングに加入することが法律で定められています。

3 インターネットを正しく使うために（情報モラル）

インターネットの情報は一度公開されると完全に消えることはなく、それによって、自分だけでなく家族やまわりに迷惑をかけることがある。
インターネットでの振る舞いは実生活と変わることはない。日常生活でしないことはインターネットでもしない。
安易に見知らぬ人を信用しないこと。また、子どもでも児童ポルノ（裸の写真など）を送ったり、公開したりすると犯罪になる。

4 子どものインターネット利用に保護者も関心を持ち、家庭での約束事を話し合しましょう。

～約束事の例～

- ① 出会い系サイトには絶対にアクセスしない。
- ② 知らない人とはメールの交換をしない。
- ③ サイトで知り合った見知らぬ人とは会わない。
- ④ 他人を批判する内容の書き込みはしない。
- ⑤ 下着や裸の写真は絶対に送信しない。
- ⑥ 利用時間や利用する場所について家庭で話し合ってから決める。
- ⑦ 学校での使用については学校のルールに従う。
- ⑧ 約束を守らない場合や、人に迷惑をかけるような行為があった場合には、携帯電話・インターネットの利用を停止する。